

国立情報学研究所外来研究員受入れ実施要領

平成19年10月24日
所 長 裁 定

- 1 この要領は、情報・システム研究機構外来研究員規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、国立情報学研究所における外来研究員（以下「研究員」という。）の受入れに関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領において、研究員とは、規程第2条第1号から第4号までに定める者をいう。
- 3 規程第5条に定める受入れ研究教育職員は、規程第2条第1号に定める外国人研究者及び第4号に定めるその他の研究員の受入れに際して、別記様式1に定める受入れ申請書に、研究計画書、履歴書、主要研究業績書及び推薦状を添えて申請するものとする。
- 4 研究員の受入れは、国立情報学研究所会議の議を経るものとする。
- 5 研究員が所定の受入れ期間を満了したときは、必要に応じ、研究証明書を交付することができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月24日から実施する。